

第2章 橘樹官衙遺跡群の概要

第1節 指定に至る経緯

橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、1990年代以降、住宅建設等の開発事業が数多く実施されており、市教委がその度に埋蔵文化財の取扱いを行ってきた。そうした中、平成8（1996）年に実施された発掘調査（千年伊勢山台北遺跡）において、整然と東西に並ぶ総柱建物跡が発見され、この建物群が古代橘樹郡の役所跡である橘樹郡家の倉庫群であることが推定された。

この発見を契機に、平成9（1997）年度に地元の千年町会が、橘樹郡家の正倉群が所在する国有地に歴史公園を設置するよう要望する陳情を市議会に提出し、翌年度に市議会で趣旨採択された。その結果、市教委が平成10（1998）年度から平成16（2004）年度まで橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施し、遺跡の内容及び価値の把握に努めた。そして、平成17（2005）年度には、確認調査事業の調査成果をまとめた『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡―第1～8次発掘調査報告書―』を刊行し、遺跡の価値を広く周知するとともに、平成18（2006）年度に橘樹郡衙跡の一部である国有地1,645.25㎡を買収等により公有地化し、緑地整備を実施した後、平成20（2008）年度に「たちばな古代の丘緑地」として市民への供用を開始した。

また、平成23（2011）年度に、たちばな古代の丘緑地に隣接する農地で共同住宅の建設が計画され、正倉群等の郡家関連遺構を現状保存することが困難になったことから、本市として、①橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める、②橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組みを進める、③国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る、という3点を「橘樹郡衙跡保存活用の基本的な考え方」として政策決定した。その決定を受け、平成24（2012）年度に川崎市土地開発公社によって当該農地1,288㎡を先行取得し、橘樹郡家跡を国史跡として保存・活用していく取組を始めた。

こうした中、文化庁からは、西側に隣接する影向寺遺跡は橘樹郡家跡との密接な関係性が伺える遺跡であるとともに、過去の調査成果から遺跡の価値づけも概ね可能であることから、両遺跡を合わせて国史跡指定を目指すべきとの指導・助言を受けた。そこで、本市は橘樹郡家跡と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡の指定を目指すことにし、土地所有者等への説明や土地所有者・土地権利者からの同意書を取得し、文化庁に史跡指定の意見具申を行った。その後、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、平成26（2014）年11月21日に国史跡指定の答申、平成27（2015）年3月10日に官報告示され、川崎市初の国史跡に指定された。

第2節 指定の状況

（1）指定告示

名 称：橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

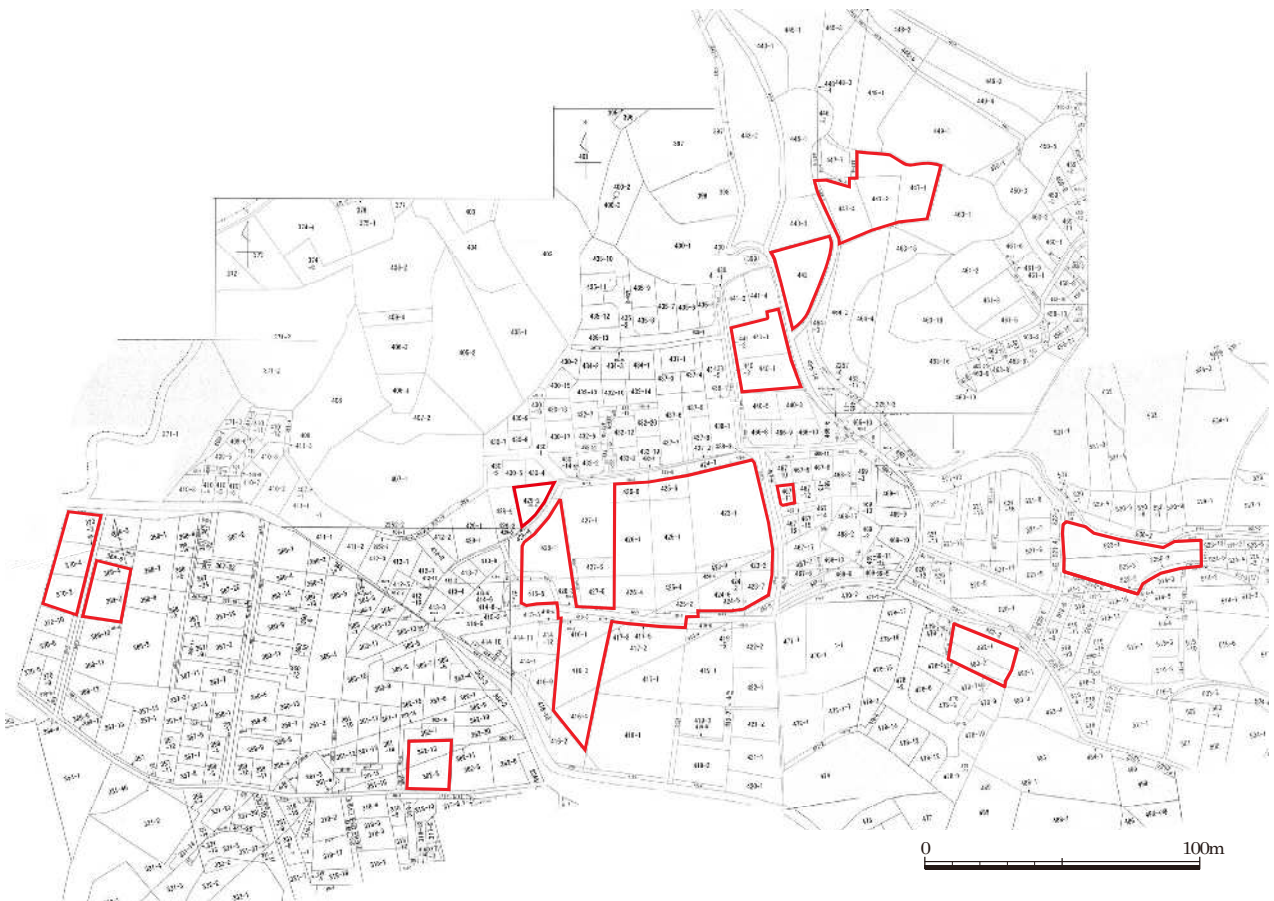
官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

平成30（2018）年10月15日付け	文部科学省告示第195号〔追加指定〕
平成31（2019）年2月26日付け	文部科学省告示第26号〔追加指定〕
令和3（2021）年3月26日付け	文部科学省告示第49号〔追加指定〕
令和3（2021）年10月11日付け	文部科学省告示第164号〔追加指定〕
令和4（2022）年3月15日付け	文部科学省告示第29号〔追加指定〕

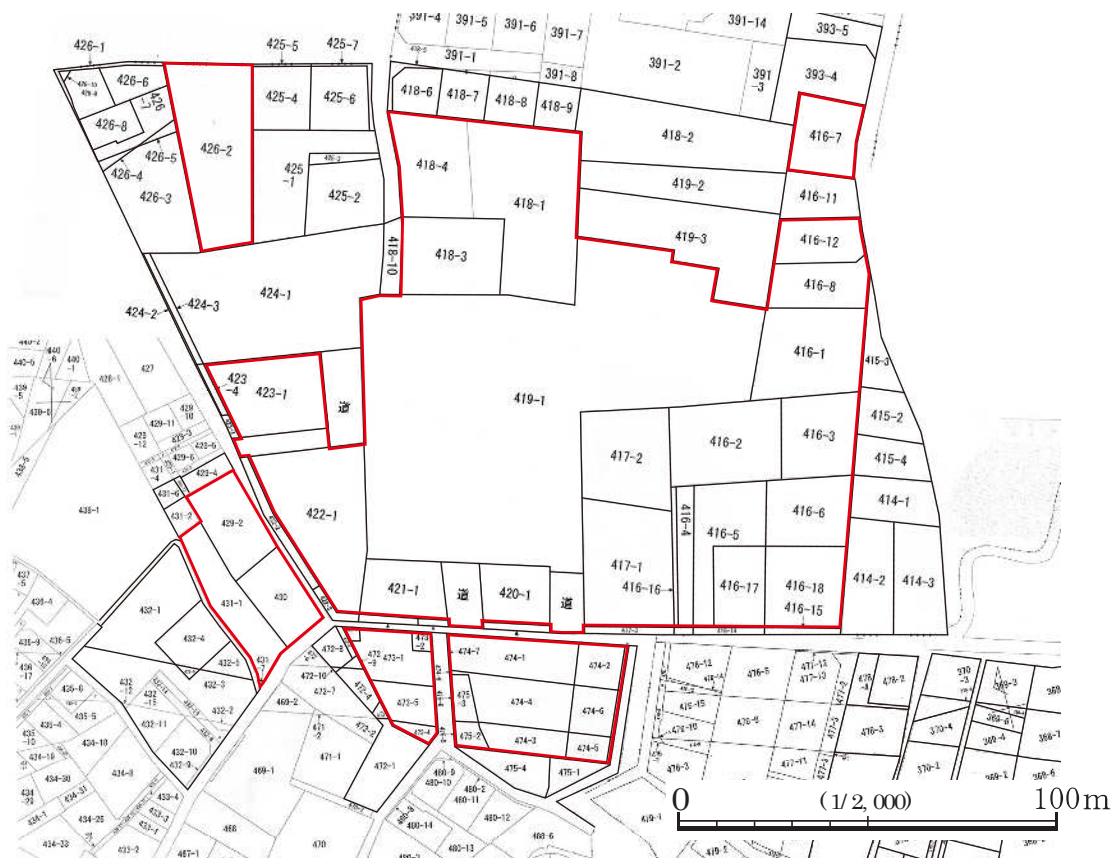
（２）指定説明文と史跡指定範囲

標高約40mの多摩丘陵の頂部に立地する武蔵国橘樹郡家正倉跡と考えられる千年伊勢山台遺跡と、評の役所の施設の可能性がある掘立柱建物跡等も検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。千年伊勢山台遺跡では、評の役所の成立直前から郡家正倉廃絶に至る4時期の変遷が確認された。遺跡は7世紀後半に大壁建物が造られることを契機に、7世紀後半から8世紀には、規則性をもって配置された総柱建物4棟と側柱建物6棟が造られ、8世紀前半には、建物の主軸をほぼ真北にそろえる少なくとも13棟の総柱建物が造られる。これらの建物は9世紀中頃には廃絶しており、評と郡の正倉の構造の違いや、本格的な郡家正倉へ整えられていく様子がうかがえる。郡寺は、7世紀後半から8世紀前半に創建され、8世紀中頃には塔の造営と金堂の改修が行われ、10世紀初頭まで補修が行われていたことが確認されている。出土瓦等から、南武蔵の中心的な寺院であったと考えられる。

地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。



第5図 史跡橘樹官衙遺跡群指定範囲図（千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕）



第6図 史跡橘樹官衙遺跡群指定範囲図（影向寺遺跡）

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台

【地 番】415番2、415番5、415番8、416番1、416番3、416番4、416番5、416番6、417番4、417番5、423番1、423番2、423番6、423番7、423番9、424番2、424番4、424番5、424番6、425番1、425番2、425番3、425番4、425番6、426番1、426番2、426番3、426番4、426番6、427番2、428番1、428番2、428番3、429番2、438番1、440番1、441番1、442番、447番1、447番2、447番4、447番5、467番11

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字蟻山

【地 番】480番2、480番3、482番1、523番1、523番2、523番3、2265番1、2265番2

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字上原宿

【地 番】362番3、362番13、369番2、369番4、370番2、370番3、370番4

【所在地】神奈川県川崎市宮前区野川本町3丁目（旧野川字東耕地）

【地 番】416番1、416番2、416番3、416番4、416番5、416番6、416番8、416番12、416番16、416番17、416番18、417番1、417番2、418番1、418番3、418番10、419番1、420番1、421番1、422番1、423番1、426番2、429番2、430番、431番1、431番7、473番1、473番2、473番3、473番4、473番5、474番1、474番2、474番3、474番4、474番5、474番6、474番7、474番8、474番9、

474 番 10、474 番 11、475 番 2、475 番 3、475 番 5、475 番 6

神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台 415 番 8 と同 416 番 5 に挟まれ同 417 番 5 と同 425 番 3 に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地 417 番 1 と同 420 番 1 に挟まれ同 417 番 3 と同 420 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 420 番 1 と同 421 番 1 に挟まれ同 420 番 2 と同 421 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 422 番 1 と同 422 番 2 に北隣する道路敷を含む。

(3) 指定に至る調査成果

ア 自然的調査の成果

(7) 地形・地質

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年及び北野川、宮前区野川本町 3 丁目は、多摩丘陵に立地している。多摩丘陵は、東京都の南西側にあつて、西側の関東山地から南東側の神奈川県横浜市へと緩やかな起伏をもって連なり、北側に多摩川低地、南側に相模野台地が広がっている。

多摩丘陵については、西部地域は東に向かって標高が約220mから約120mへ徐々に低くなっており、丘陵の頂部に、約50万年前に相模川の扇状地として形成された御殿峠礫層と呼ばれる円礫層が見られ、その上を関東ローム層が覆っている。この比較的平らな丘陵面は多摩Ⅰ(T1)面と呼ばれている。丘陵東部地域、川崎市多摩区登戸付近から南側の地域は、標高約100mから約80mほどの丘陵面をもつ地域で、多摩Ⅱ(T2)面と呼ばれている。おし沼砂礫層と名付けられた、約25万年前に堆積した海成層の堆積面である。多摩Ⅱ面の東側の地域は、標高45mから30mの台地が広がっており、約13万年前の最終間氷期の海進堆積物として、当該地域における模式層とされる下末吉層の堆積面(下末吉(S)面)で、専門家の間では、下末吉台地という名前で知られている。

この地域は、東京都多摩地方から延びる多摩丘陵に樹枝状に開析された谷戸が入り込み、丘陵平坦面と谷戸が複雑に絡み合う地形が特徴といえる。橘樹官衙遺跡群は、北側及び北東側を流れる多摩川右岸から約2.6kmの距離にあたり、多摩川中流域南岸の沖積低地を望む多摩丘陵の頂部、通称「伊勢山台」、「影向寺台」と呼称されている平坦面に立地する。伊勢山台及び影向寺台は標高40～42mで、平坦部の最長距離は東西が約650m、南北が伊勢山台で約250m、影向寺台で約350mを測る。また、北側の沖積低地との比高差は約30mで、丘陵上からは多摩川や矢上川の沖積低地を一望できる。

(イ) 生き物

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年及び北野川、宮前区野川本町 3 丁目における生き物に関する詳細な調査は行われていない。川崎市内における生き物に関する情報(種数等)については、麻生区黒川や多摩区柘形の生田緑地等で、市や市民団体等による生き物調査を実施しているとともに、水質調査等の一環として継続的な生き物調査が実施されているほか、多摩川における国の調査(河川水辺の国勢調査)、環境影響評価に伴う調査(主に陸上を対象)等が実施されている。これら生き物に係る調査結果の一部を用いて、生き物の種数等を整理したものが第1表である(「生物多様性かわさき戦略」第2章、表2-1 [pp. 13])

より引用)。この表中の種数の値は、既に川崎市内で見ることができなくなっているものが含まれている可能性があるとともに、この種数のみで川崎市の生き物や生き物の生息・生育環境とその変化等を捉えることは困難であるため、川崎市全体における生き物の現状を必ずしも表していないが、一部では個体数や分布範囲の増加あるいは減少が指摘されている種や分類群も見られるところから、それらは生息・生育環境の変化を示している可能性はある。しかし、生き物の個体数自体が気候や食料等の複合的な要素によって年により自然に変動する可能性があることを考慮すると、増加や減少等の傾向は単年度の調査や過去の情報の集計だけでは判断しにくいのが現状である。

橘樹官衙遺跡群の保存・活用を図っていくにあたっては、官衙が展開した古代における生き物（植生や生物等）を知る必要があることから、今後詳細な調査を実施する必要がある。

第1表 川崎市内における生き物の確認種数（「生物多様性かわさき戦略」（令和4（2022）年）より）

分類群	植物	哺乳類	鳥類	は虫類	両生類	昆虫類	魚類	計
種	1, 183	7	91	12	6	1, 011	25	2, 335

イ 歴史的調査の成果

(ア) 歴史的な経過

「橘樹官衙遺跡群」や「橘樹郡家」の「橘樹（たちばな）」は、古代の地方行政単位の1つである橘樹郡を指している。橘樹の名の初見は、『日本書紀』安閑天皇元（534）年条の記事に掲載される、「横渟^{よこぬみ}」・「多氷^{おおひ}（多末^い）」・「倉櫟^{くらす}（倉樹^{くらき}）」とともにヤマト王権に献上された4ヶ所の屯倉の1つとしての「橘花」屯倉である。その後、和銅6（713）年に、地名は2字の好字を用いて表記するという勅（通称「好字令」）が出されたことにより、おそらく「たちばな」を表記する漢字が「橘」一文字もしくは「橘花」であったものが、前者は勅に倣って「樹」を付け加え、後者は「花」を吉祥字である「樹」に変えて「橘樹」とし、それぞれそのまま「たちばな」と呼んだのではないかと推測されている。この橘樹の名を冠した橘樹郡は、現在の川崎市とほぼ同じ領域を有していたと考えられる（第1図）。

その古代橘樹郡の役所跡（橘樹郡家跡）が確認されている千年伊勢山台遺跡が所在する高津区千年は、近世から明治初期まで清沢村と岩川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に清沢村と岩川村が合併して神奈川県橘樹郡千歳村、さらに明治11（1878）年に千年村に村名変更した名が町名として現在に引き継がれている。千年村はその後、明治22（1889）年の市制町村制施行とともに神奈川県橘樹郡橘村の一部になるが、昭和12（1937）年に川崎市に編入されるまで、この地域では「橘樹」・「橘」という地名が伝統的に引き継がれた。翌年の昭和13（1938）年に現在の宮前区・多摩区にあたる地域が川崎市に編入されたことで、古代から続いた橘樹郡は消滅したが、「たちばな」の名称は、現在でも地区名や学校・施設・企業等の名称として地域の中で生き続けている。

影向寺遺跡が所在している高津区北野川・宮前区野川本町3丁目は、近世から明治初期まで上野川村と下野川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に上野川村と下野川村が合併して神奈川県橘樹郡野川村となった。そして、明治22（1889）年の市制町村制施行とともに神奈川県橘樹郡宮前村となった。その

後、昭和13（1938）年に川崎市に編入され川崎市野川になり、昭和47（1972）年の政令指定都市移行に伴い川崎市高津区野川となった。さらに、昭和57（1982）年に高津区から宮前区が分区した際、川崎市高津区野川と宮前区野川に分かれ、平成30（2018）年の住居表示実施で、現在の川崎市高津区北野川と宮前区野川本町3丁目となり、現在に至る。

橘樹官衙遺跡群が所在する高津区千年・北野川及び宮前区野川本町1～3丁目周辺は、多摩丘陵が大小の河川によって開析され樹枝状に張り出した台地・丘陵を形成しており、平坦面や斜面に旧石器時代から中・近世までの遺跡が広く分布しており、川崎市域における遺跡密集地域の1つである（第7図）。また、多くの発掘調査が実施されており、非常に大きな成果が挙げられている。

ここでは、本遺跡群周辺の主要な遺跡について時代ごとに概観したい。（本文中の（ ）数字は第7図の遺跡の番号に対応する）

旧石器時代

橘樹官衙遺跡群周辺において旧石器時代の遺跡が発見された例は非常に少なく、千年伊勢山台遺跡南東側の丘陵上に所在する子母口貝塚（18）、北西側の丘陵上に所在する三荷座前遺跡（6）・新作小高台遺跡（37）・新作池ノ谷遺跡（38）等で尖頭器やナイフ形石器が発見されている。ただし原位置を保つ資料が少なく、当該期の様相を明らかにするのは困難である。

縄文時代

縄文時代については、早期後葉から前期中葉の遺跡が多く見られる。早期後葉の貝塚である子母口貝塚（神奈川県指定史跡）は当該期の土器型式の1つである「子母口式土器」の標式遺跡であり、市内に所在する2ヶ所の標式遺跡の1つである。このほか、早期後葉の竪穴建物が検出された野川北耕地遺跡（24）や炉穴が発見された新作小高台遺跡が挙げられる。前期では、諸磯式期と推定される貝塚が検出された影向寺裏貝塚（3）や新作貝塚（35）、諸磯b式期の小規模集落が発見されている三荷座前遺跡、黒浜式期等の遺構が検出された新作池ノ谷遺跡等の遺跡が存在しており、縄文時代前期から始まった温暖化による海水面の上昇（縄文海進）により、内陸まで入り込んだ海に近い丘陵上に集落や貝塚が形成されたと考えられる。

また、橘樹官衙遺跡群の南西側に位置する十三菩提遺跡は前期末葉の土器型式の1つである「十三菩提式土器」の標式遺跡であり、子母口貝塚と同じく市内所在の標式遺跡である。この前期末葉以降、この地域では遺跡数が減少する傾向が見られ、中期以降で遺構を伴う遺跡としては新作小高台遺跡が存在するのみである。本遺跡群においても、黒浜式期を中心とする前期中葉の竪穴建物や遺物が多く発見されるが、中期以降は、ほとんど遺構・遺物がなく、周辺地域と同様の傾向が見られる。

弥生時代

弥生時代については、中期後葉より遺跡が見られはじめ、後期に入ると非常に増加する傾向が見られる。中期の遺跡としては、橘樹郡家跡が確認されている千年伊勢山台遺跡・千年伊勢山台北遺跡（1）で中期後葉の宮ノ台式期に属する竪穴建物が発見されたほか、影向寺

遺跡でも当該期の遺物が出土しているが、非常に少ない。後期は、竪穴建物や方形周溝墓が検出されている遺跡だけでも、千年伊勢山台遺跡・千年伊勢山台北遺跡・影向寺遺跡（2）・^{しもはらしゆく}下原宿遺跡（14）・子母口富士見台遺跡（17）・^{しほくちねかた}子母口根方遺跡（18）・野川神明社遺跡（5）・三荷座前遺跡・野川東耕地遺跡（8）・千年—8遺跡（30）・新作二丁目遺跡（31）・新作池ノ谷遺跡・新作小高台遺跡・末長遺跡（40）等、多くの遺跡が存在している。特に、川崎市高津区千年字伊勢山台・蟻山・上原宿から宮前区野川本町3丁目にかけての千年伊勢山台遺跡・影向寺遺跡・野川神明社遺跡では、これまでに数多くの発掘調査が行われ、環濠に囲まれた後期の集落跡が確認されている。この地域では、長軸8mを超える竪穴建物が多く見られるとともに、壺棺が確認された方形周溝墓を含む墓域等が確認される等、市域における当該期の拠点集落であると考えられる。

古墳時代

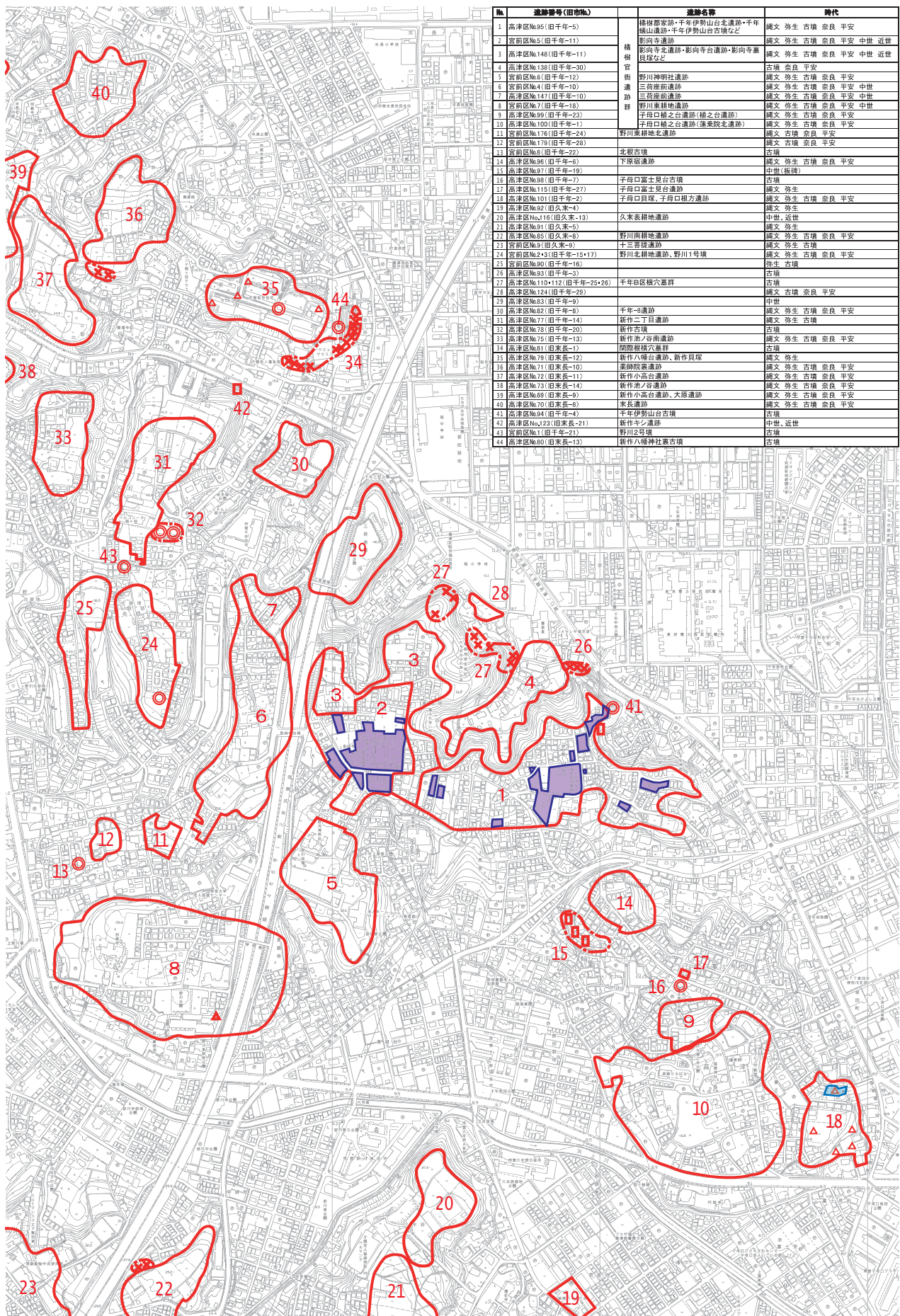
古墳時代については、集落跡を見ると、前期は末長遺跡や新作小高台遺跡等の弥生時代後期から継続する遺跡が多く見られるが、中期になると非常に少なくなり、末長遺跡等数ヶ所の遺跡が存在するのみである。しかし、後期になると遺跡数は非常に増え、千年伊勢山台遺跡・影向寺遺跡だけでなく、橘樹官衙遺跡群を構成する子母口植之台遺跡（9・10）、三荷座前遺跡、野川神明社遺跡、野川東耕地遺跡、野川北耕地遺跡やその北西側に位置する新作小高台遺跡等が存在する。

橘樹官衙遺跡群内及びその周辺地域に所在する古墳としては、子母口富士見台古墳（16）・千年伊勢山台1～3号墳（41）、野川1号墳（24）、新作古墳（32）・^{さいふくじ}西福寺古墳（神奈川県指定史跡）・^{すえながむこうだい}末長向台1～5号墳・^{まぎぬ}馬絹古墳（神奈川県指定史跡）等があり、「梶ヶ谷古墳群」と総称されている。また、古墳が築造された丘陵の斜面部には横穴墓も築造されており、千年伊勢山台遺跡東側に千年B区横穴墓群（27）、橘樹官衙遺跡群北側に間際根横穴墓群（34）等が存在している。

これら古墳・横穴墓の中で、馬絹古墳は7世紀後葉に築造されたと考えられ、玄室・前室・前前室の3室をもつ複室式の横穴式石室である。石室は持ち送り式の截石切組積で構築されるとともに、玄室奥壁などに白色粘土で円文が描かれる等、古代朝鮮半島の古墳の影響を受けた当時の先端技術が見られる。また、馬絹古墳の被葬者は高い文化レベルをもった人物であったと推定され、飛鳥時代にこの地域を治めた有力者の墓であると想定される。この時期は、古代寺院の造営や橘樹郡家に先立つ橘樹評段階の建物群造営時期に非常に近いことから、これら施設の造営との関係性も注目されている。

前述したように、『日本書記』の安閑天皇元（534）年条には、^{むさしくにのみやつこ}武蔵国造の乱と呼ばれる争いの終結後、武蔵国造と認められた^{かさはらのあたのおみ}笠原直使主が朝廷に屯倉4ヶ所（横淳・橘花・多氷・倉櫟）を献上した記事がある。この橘花屯倉については、「子母口の橘樹（立花）神社を異称地名としてみれば、今日の^{さいわい}幸・中原・高津・宮前各区にまたがる市域の北半部に当たることは疑いない」（鈴木1993）と考えられていることから、本遺跡群を含む周辺地域と橘花屯倉との関連性が推定できる。

更に、本遺跡群の影向寺遺跡やその周辺の遺跡では、飛鳥時代（7世紀代）の竪穴建物等が密集して検出されており、その後の古代寺院造営、橘樹評及び橘樹郡家成立に至る地域社会の中心地としての萌芽が見られる。



第7図 史跡橘樹官衙遺跡群周辺の遺跡